【通し番号57】

事　務　連　絡
平成３０年１月１６日

各国公私立大学
各国公私立高等専門学校
各公私立短期大学
各都道府県・指定都市教育委員会　　御中
各都道府県私立学校主管部課
文部科学省各独立行政法人

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

性犯罪・性暴力被害者の個人情報の管理について

性犯罪・性暴力被害者（以下「性犯罪被害者等」とする。）の個人情報の管理に関する共通の指針を策定するため、関係府省庁（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省）においては、平成２９年２月に「性犯罪被害者の個人情報管理に関する検討会」を設置し、意見交換等を行ってきたところですが、今般、性犯罪被害者等の個人情報の管理に関し、関係府省庁において統一的に取り組むべき事項につき、関係府省庁申合せ（別添）がなされました。

各機関におかれましても、申合せの趣旨をご理解いただき、引き続き、性犯罪被害者等も含め、個人情報の適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課にあっては所轄の私立学校に対して、本申合せについて周知していただきますようお願いいたします。なお、申合せについては、関係府省庁からも関係機関・団体に周知される予定です。

＜担当＞
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
男女共同参画企画係　岡田、吉岡
電話：03-5253-4111（内線 3073）
FAX：03-6734-3719
文部科学省高等教育局学生・留学生課
厚生係　金井・津覇
電話：03-5253-4111（内線 2522）
FAX：03-6734-3391

別添

性犯罪・性暴力被害者の個人情報管理について

（平成２９年１２月１８日
関係府省庁申合せ）

個人情報は、個々の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適切な取扱いが図られなければならない。特に、性犯罪・性暴力被害者（以下「性犯罪被害者等」という。）の個人情報は、プライバシー保護や安全・安心の確保等の観点から、より一層、適切な取扱いが求められる。

個人情報を取り扱う機関や個人情報に係る閲覧や証明書交付制度を有する機関では、保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）第２条第５項、以下同様）の適切な取扱いを推進するため、業務の特性等に応じて、これまでも様々な取組を推進してきたところであるが、性犯罪被害者等に関する保有個人情報について、より一層、適切な取扱いを推進するため、今般、関係府省庁において、統一的に取り組むべき事項を検討し、下記のとおり、取りまとめた。

関係府省庁においては、本申合せを踏まえ、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いにより一層配意するとともに、所掌事務に応じて、関係する機関等に対して、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の適切な取扱いについて働き掛けるなどする。

記

１　管理体制

性犯罪被害者等に関する個人情報を保有する関係機関（以下「関係機関」という。）において保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる課室等の長又はこれに代わる者（以下「管理者」という。）は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の適切な管理に努めること。

また、管理者は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する職員がこれを適切に取り扱うよう指導を徹底すること。

２　教育研修

性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、その取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこと。

また、その教育研修においては、性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいし

た場合に起こり得る二次的被害の例を紹介するなどして、実効性ある内容となるよう努めること。

3　職員の責務

(1)　性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいした場合、性犯罪被害者等が二次的被害を受けるおそれが生じ得ることから、関係機関の職員は、これを防止するため、行個法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等を遵守するとともに、万が一漏えいした場合には、二次的被害を防止するために速やかに必要な措置を講ずること。

(2)　性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する関係機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た性犯罪被害者等に関する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4　性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱い

関係機関は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいした場合、性犯罪被害者等が二次的被害を受けるおそれがあることを踏まえ、性犯罪被害者等に関する個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定した上で、行個法の趣旨にのっとり、これを適切に管理、利用及び廃棄しなければならない。

関係機関は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の漏えいによる二次的被害を防止するため、必要に応じ、次のような措置を講ずること。

①　性犯罪被害者等に関する保有個人情報が記載されている書類等は、業務上必要とする最小限の職員のみが取り扱う。

②　業務上必要とする最小限の職員以外の者が性犯罪被害者等に関する保有個人情報を目視できる状態で置いたり、放置したりしない。

③　個人情報の閲覧及び証明書交付制度に係る性犯罪被害者等に関する保有個人情報の管理を徹底する。

④　性犯罪被害者等に関する保有個人情報又はこれが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

【通し番号58】

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

R2年度要求額：15億円
（ R1年度予算額：16億円）

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、対象年齢を拡充して実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

１．個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・ 再勧奨を行う（注）とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注）個別受診勧奨・再勧奨の対象
- 子宮頸がん検診：20～69歳の女性
- 乳がん検診：40～69歳の女性
- 胃がん検診：50～69歳の男女（胃部エックス線検査は40歳以上も可）
- 肺がん検診：40～69歳の男女
- 大腸がん検診：40～69歳の男女

２．子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

３．精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体：市区町村　　補助率：1/2

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

（受診勧奨の効果の事例）

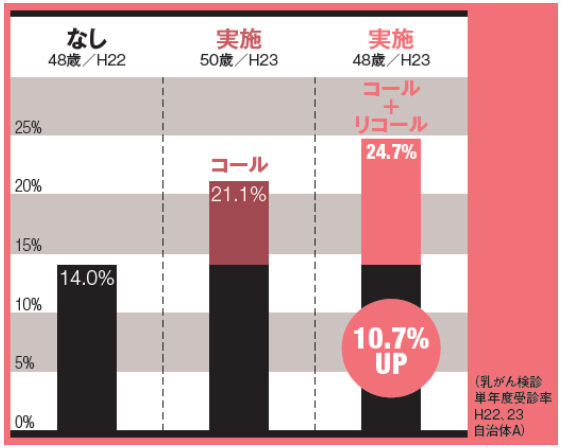

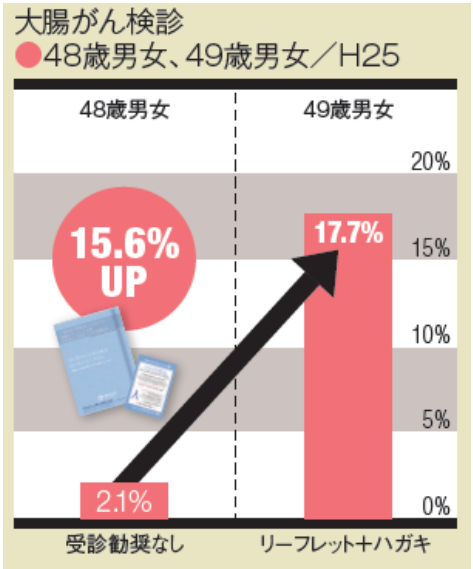

※がん検診受診率向上施策ハンドブック（厚生労働省）より

【通し番号59】

健康教育事業

（令和元年度予算）　８百万円　→　（令和２年度要求額）　１８百万円

事業目的

女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施する。

実施主体

都道府県、指定都市、中核市　（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体に等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

思春期から更年期に至る女性

事業概要

○事業内容
・講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催
・女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発
・学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向け研修の実施

○実施場所
・保健所、小中高等学校など、受講者が利用しやすい場所

○実施担当者
・女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等

○補助率等　補助率：1/2　R2基準額（案）：　57,500円（月額）

○事業実績　（30’実績　49道県市）
（H29‘実績：健康教室等の開催回数　4,586回　受講延人数　195,353人）

【通し番号60】

女性健康支援センター事業

（令和元年予算）　１１３百万円　→　（令和２年度要求額）　５９６百万円

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

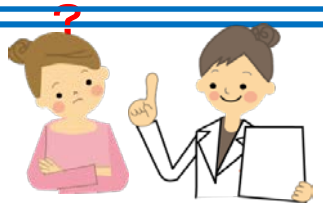

○　対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

○　事業内容

（1）身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導　（2）相談指導を行う相談員の研修養成
（3）相談体制の向上に関する検討会の設置　（4）妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
（5）（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を
記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
（6）特定妊婦等に対する産科受診等支援
（7）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保

○　実施担当者　・・・　医師、保健師又は助産師等

○　実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国73ヵ所（平成30年7月1日時点）　※自治体単独13か所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、福島市、川越市、八王子市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○　補助率等　補助率：　1／2　　R2要求基準額（案）：　154,300円（月額）　加算分：1,564,500円（月額）

○　相談実績　平成29年度：67，101件（内訳：電話40，663件、面接21，587件、メール3，784件、その他1，067件）

○　相談内容　・女性の心身に関する相談（25，480件）　・不妊に関する相談（12，138件）　・思春期の健康相談（6，283件）
・妊娠・避妊に関する相談（9，094件）　・メンタルケア（13，411件）　・婦人科疾患・更年期障害（750件）　・性感染症等（788件）